

高齢者施設等 運営法人代表者様

堺市健康福祉局長寿社会部
介 護 事 業 者 課 長

令和8年度高齢者施設等の地域介護・福祉空間設備整備事業に係る
実施意向調査について（照会）

平素は本市保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

厚生労働省が定めた既存の高齢者施設等における整備補助制度（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、以下「国交付金」という。）について、整備事業の実施に係る意向調査を行います。

令和8年度の補助制度の活用を希望する施設・事業所につきましては、補助対象事業ごとに対象とするサービス、要件等が異なりますので、下記要件等をご確認のうえ「3. 提出書類①及び②」の提出をお願いします。補助制度の活用を希望しない場合は、ご連絡等をいただく必要はありません。

記

1. 補助対象事業

- (1) 災害による停電・断水時に対応できる非常用自家発電設備（発災後72時間以上の事業継続が可能なものであり、耐震性が確保されているもの）の整備
- (2) 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備
- (3) 安全対策等強化事業（災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全上対策が必要なブロック塀等の改修整備）
※ブロック塀の高さがおよそ1.5m程度であり、地震の際に倒壊のおそれのあるものに限りします。
- (4) 水害対策強化事業（介護施設等における垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペース確保の改修工事等の支援）
- (5) 防災改修支援事業（地域密着型サービスにおける耐震化改修、老朽化に伴う大規模修繕、非常用自家発電設備、水害対策支援）

上記のいずれも、実際の工事費＋工事事務費（工事費の2.6%が上限）が対象経費となります。次の場合は補助対象となりません。

- ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
- イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
- ウ 他の事業による助成対象となる事業
- エ その他、整備事業として適当と認められないもの
- オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業

※いずれの事業においても、有料老人ホームにおいては、有料老人ホーム設置届出書を提出している設置者からの申請となります。

2. 補助の要件

- (1) 本補助制度の実施につきましては、国における令和8年度予算の成立を前提としております。また補助金額は予算の範囲内で決定されることから、下記3.記載の補助単価や補助対象の内容等については、変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 当該補助金の申請時に、改修を行おうとする施設に抵当権が設定されている場合は、国からの通知により、利用者保護の観点から補助対象外となりますのでご注意ください。(独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度を利用している場合を除く。)
- (3) 改修を行おうとする1つの施設に、補助事業対象の施設と、補助の対象外である施設が所在する複合型の施設については、建物の延床面積から、補助対象となる面積を按分し、補助対象経費を算出する必要があります。(建物の共用部部分の面積についても按分が必要です。)
- (4) 本補助事は単年度事業であり、令和9年2月中に工事を完了させ、実績報告書を提出いただく必要があります。

3. 補助の概要、対象施設及び補助率等

(1) 非常用自家発電設備整備

対象施設	補助率	上限額	下限額 ^(注2)
特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム (いずれも定員30人以上)	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	本市が認めた額	総事業費 500万円/施設

※太陽光など自然エネルギーを活用したもの及び可搬型(ポータブル)の発電機は対象外です。

※アンカーボルトの強度が不明等、耐震性が確保されていない発電機は対象外です。

(2) 給水設備整備

対象施設 ^(注1)	補助率	上限額	下限額 ^(注2)
特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム (いずれも定員30人以上)	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	本市が認めた額	総事業費 500万円/施設
地域密着型特別養護老人ホーム 小規模のケアハウス 認知症対応型通所介護 認知症高齢者グループホーム (看護)小規模多機能型居宅介護			なし

(3) 安全対策強化（ブロック塀等改修）

対象施設 ^(注1)	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム (いずれも定員 30 人以上)	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	本市が認め た額	なし
地域密着型特別養護老人ホーム 小規模ケアハウス 有料老人ホーム 老人短期入所施設（併設を含む） （認知症対応型・地域密着型）通所介護 認知症高齢者グループホーム （看護）小規模多機能型居宅介護			

(4) 水害対策支援事業

対象施設	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 軽費老人ホーム 養護老人ホーム	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	本市が認め た額	80 万円/施設

(5) 防災改修等支援事業（対象施設における水害対策支援事業、非常用自家発電設備整備事業を含む。）

対象施設 ^(注1)	補助率	上限額	下限額
地域密着型特別養護老人ホーム 小規模ケアハウス 小規模介護老人保健施設	定額補助 （補助対象 経費を上限 とする）	1,660 万円/施設	80 万円/施設
認知症高齢者グループホーム 認知症対応型通所介護 （看護）小規模多機能型居宅介護		833 万円/施設	

※太陽光など自然エネルギーを活用したもの及び可搬型（ポータブル）の発電機は対象外です。

※アンカーボルトの強度が不明等、耐震性が確保されていない発電機は対象外です。

(注1) 小規模：定員 29 人以下をいう。

(注2) 補助下限額の定めがある場合は、複数施設にまたがる整備事業において、面積按分を行った結果、補助対象施設 1 施設あたりの総事業費が下限額未満となる場合、補助対象外になります。

4. 提出書類及び提出期限

- ・提出書類①は電子メールで介護事業者課までお送りください。
- ・提出書類②は郵送又はご持参ください。来庁される場合は、前日までに電話にてご連絡をお願いいたします。

<提出期限> 提出書類① 令和8年4月10日(金)【必着】
提出書類② 令和8年4月20日(月)【必着】

※本事業の申請数量の把握及び、施設ごとの補助要件の事前確認のため、補助事業実施を希望される場合は、提出書類①を先にご提出ください。

なお、提出書類①について、提出が確認出来ない場合には、提出書類②の申請書類については受付出来ませんのでご注意ください。

※提出書類②を持参される場合は、午前9時～正午、午後0時45分～午後5時30分(土、日曜、祝日は除く)に堺市介護事業者課の窓口へ提出してください。

※国への協議書類の提出期間が限られているため、遅れた場合や必要書類に不足・不備がある場合は受付できません。

<提出書類①>

実施意向調査回答書(申請行う施設ごとに作成してください。)

<提出書類②>

- ①堺市地域介護・福祉空間整備補助金協議書(様式第1号)
- ②整備計画一覧表(別添2)(対象事業ごとのシートを使ってください。)
- ③工事見積書(複数必要)
 - ※非常用自家発電設備整備事業及び給水設備整備事業においては、耐震性が確保されていることがわかる資料(契約書案やアンカーボルト計算書等)が追加で必要です。
- ④補助対象面積確認シート(別添3)
 - ※補助制度の活用を希望する施設・事業所が複合型施設の場合のみ
 - ※別添3中「補助面積の按分方法について(留意事項)」を参照して下さい。
- ⑤資金計画書(別紙様式。整備に係る収支がわかるように作成してください。)
- ⑥施設位置図(施設周辺地図)、建物配置図(土地利用図)、建物平面図
- ⑦対象施設・事業所の面積がわかる資料
- ⑧建物の登記事項証明書の写し(3か月以内に発行のもの)
- ⑨設置理由書(任意様式。施設位置図・施設図面等を用い、豪雨等が発生した場合の予想浸水エリアなど具体的なものを作成してください。)
 - ※水害対策強化事業及び防災改修等支援事業(水害対策改修を実施する場合)のみ
- ⑩改修箇所の写真【安全対策強化(ブロック塀等改修)防災改修等支援事業のみ】
- ⑪面積按分資料(必要な場合のみ)【全事業】
 - ※事業ごとに提出書類が異なりますのでご注意ください。
 - ※①②④⑤の各様式は下記のホームページからダウンロードしてください。

<様式掲載 HPURL>

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/koreishafukushi/jigyo/jigyosha/R8tiikikaigofukushi.html>

5. 事務の流れ

- (1) 「4. 提出書類」を期限内に提出していただいた事業所について、本市で取りまとめて国に協議を行います。
- (2) 国交付金の内示が本市にあった後、事業者に対して本市から補助金の内示を行います。
- (3) 本市から内示を受けた後に、設置に係る業者を選定してください。業者との契約については、少額の契約（工事請負契約400万円以下、物品購入契約300万円以下。いずれも税込み金額。）以外は、一般競争入札を行うことが必要です。（「堺市契約規則」の規定を準用します。）
- (4) 設置業者の決定後、別途本市が指示する書類を添付して補助金の交付申請を行ってください。
- (5) 交付申請後、本市から補助金の交付決定通知書を送付します。補助金請求時に必要となりますので、保管をお願い致します。**補助工事は交付決定後に着手してください。**
- (6) 工事完了後、補助事業完了の確認のため、検査を行います。
- (7) 前項の検査終了後、補助金実績報告書を本市に提出してください。本市から補助金の確定通知を行います。
- (8) 前項の確定通知後、補助金の請求を行っていただきます。
- (9) 工事代金等は、補助金の交付後に施工業者等に支払ってください。施工業者等との契約書条件においてもその旨、ご注意ください。

6. 留意事項

- (1) 当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外となります。（独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度を利用している場合を除く。）
- (2) **見積書は複数の添付が必要です。**限られた申請期間になりますが、必ず複数の業者から徴取し、添付してください。
- (3) 補助事業による改修を行おうとする施設に、補助対象外の施設が含まれる複合型の施設の場合、建物の延床面積から面積按分にて補助対象経費を算出し、申請してください。
- (4) 補助対象事業は本市の予算及び国の予算の範囲内で選定されます。また、国の補助金交付要綱に基づく審査の結果、不採択となる場合があります。
- (5) 必ず内示後に設置業者の選定を行ってください。内示前に入札を実施または設置業者を決定した場合、もしくは交付決定前に工事着手した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- (6) 本補助事業は、令和8年度の単年度事業であり、令和9年2月中に事業を完了させ、実績報告書の提出が条件になります。国の内示や交付決定に時間を要しますので、必要な手続きは速やかに行ってください。
- (7) 過去に当該補助事業で整備を行っていない法人の施設を優先して、国に協議を行います。
- (8) 補助金を用いて整備した設備について、所定の償却期間内に補助対象事

業所の事業を廃止した場合、他の建物に移転した場合、事業を有償で他人に譲渡した場合などは、補助金の返還が生じますのでご注意ください。

- (9) 近年、協議の申込みを行ったにもかかわらず、事業を辞退するという事例が多く発生しています。本市補助事業全体の遅延の要因となるだけでなく、事業を必要としている法人の事業スケジュールにも悪影響を及ぼします。このような事例が見受けられる法人については、次回以降、補助事業の優先順位が低い事業として、厚生労働省及び大阪府に申請させていただきます。事前に法人内部で意思決定を行ったうえで申請してください。

7. 福祉医療機構における貸付けについて

今回、補助対象となる場合、補助金に併せて独立行政法人福祉医療機構の貸付制度が活用できます。

*事業者により貸付制度が活用できない場合もありますので、貸付けに関する詳細は事前に以下の窓口でご確認ください。

[運営法人が社会福祉法人・医療法人の場合]

福祉医療機構 大阪支店 福祉審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0216

[運営法人がNPO法人・営利法人の場合]

福祉医療機構 本部 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係

TEL：03-3438-9298

問合せ・郵送先

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局 長寿社会部

介護事業者課 調整係

電話番号 072-228-7348

FAX番号 072-228-7481

E-Mail kaiji@city.sakai.lg.jp